

消 防 法 に よ る 命 令 の 公 告

消防対象物の所在 宮城県大崎市鳴子温泉字新屋敷28番地1
消防対象物の名称 国民宿舎ホテル瀧嶋
命令を受けた者の氏名 瀧嶋一男

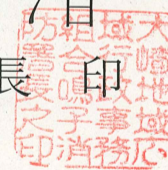
この消防対象物は、消防法に違反しているので、令和4年11月17日消防法に基づき、次の事項を命じたものである。

命令事項

- 1 令和4年12月19日までに、防火管理者に消火器、自動火災報知設備及び誘導灯の点検及び整備をさせること。
- 2 令和4年12月19日までに、防火管理者に防火対象物の点検をさせること。

令和4年11月17日

鳴子消防署長



注 意

- 1 この標識は、消防法第8条第5項の規定に基づき設置したものである。
- 2 この標識を損壊した者は、法律により罰せられることがある。

備考 1 大きさは、縦42センチメートル、横29センチメートルから縦72センチメートル、横51センチメートル程度とする。
2 色彩は、文字を黒色、地を白色とする。